

平成24年度第1回
横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会

日時：平成24年7月12日（木）

午後2時から4時

場所：松村ビル本館地下 マツ・ムラホール

< 次 第 >

1 開会

2 こども青少年局長あいさつ

3 新委員の紹介、事務局の紹介

4 議題・報告

- (1) 後期計画平成23年度事業評価について
- (2) 平成24年4月1日現在の保育所待機児童数について
- (3) 平成23年度児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況把握について
- (4) 平成23年度児童虐待死亡事例検証報告書について
- (5) 3歳男児死亡事例について

5 その他

- (1) 今後のスケジュールについて

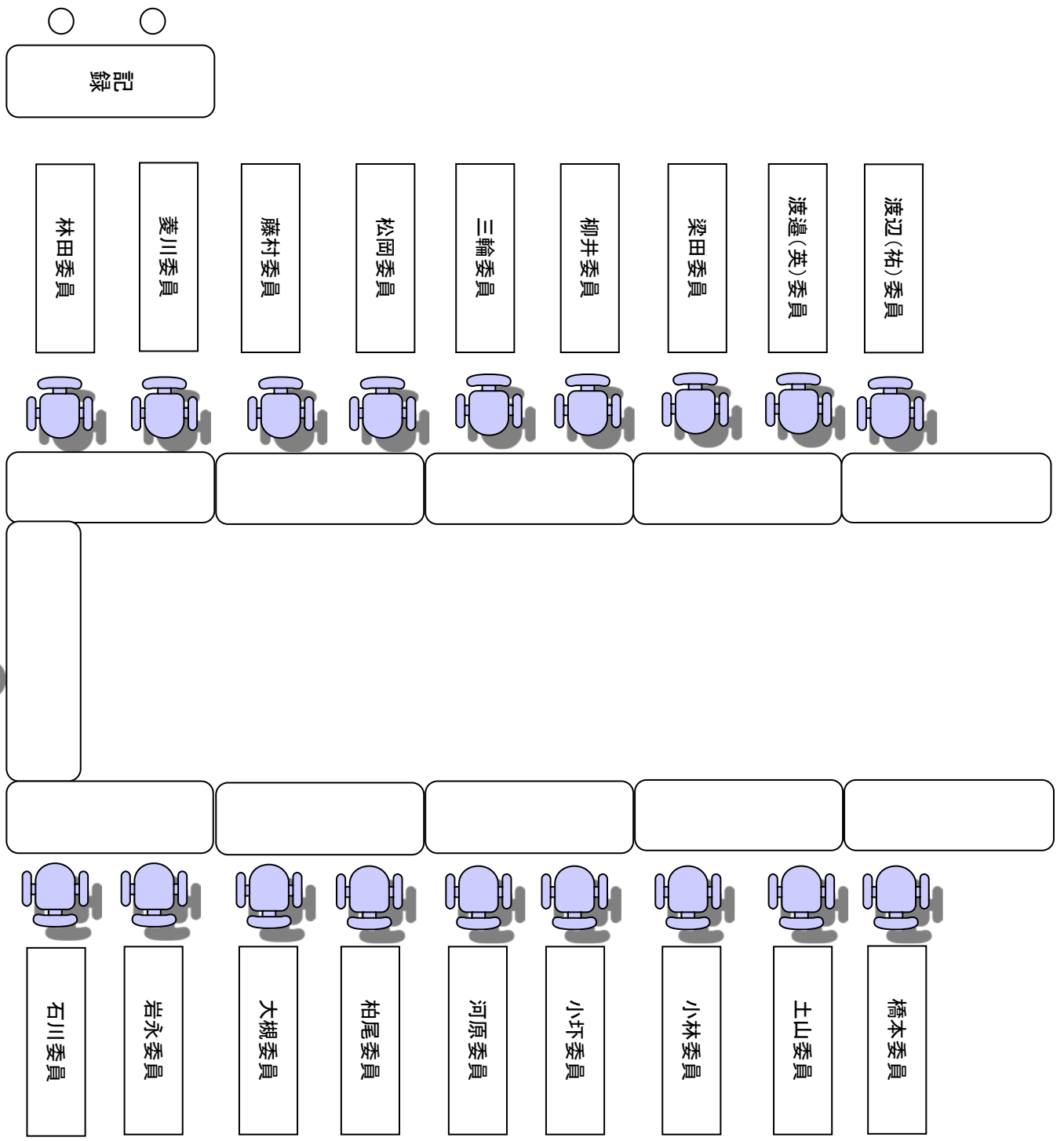
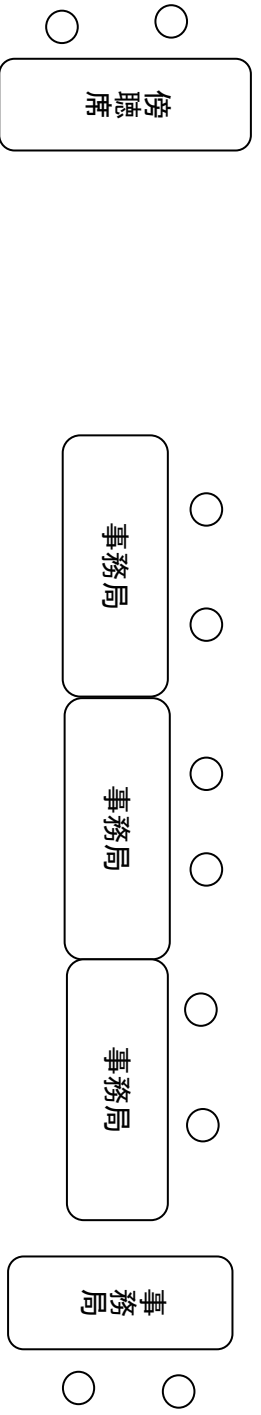
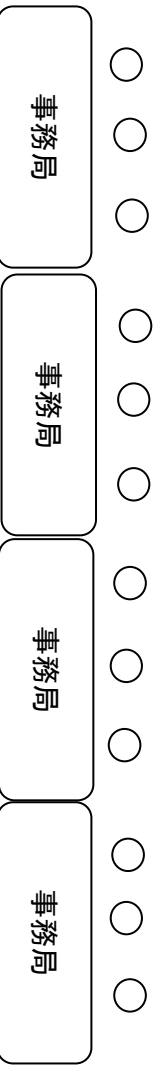
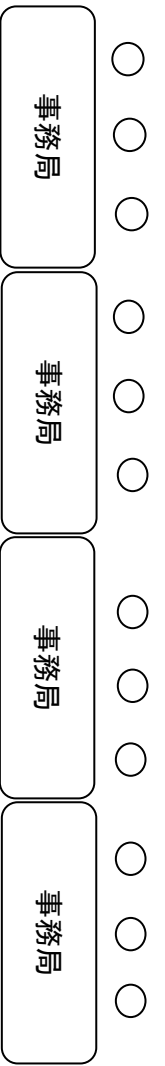
6 閉会

〔資料〕

委員名簿・事務局職員名簿

- 資料1-1 「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」評価指標の達成状況（平成23年度）
資料1-2 「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）
資料2 平成24年4月1日現在の保育所待機児童数について
資料3 平成23年度児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の実施について
資料4 平成23年度児童虐待死亡事例検証報告書について
資料5 3歳児死亡事例について
参考資料 平成24年度こども青少年局運営方針

【座席表】
 第1回横浜市次世代育成支援行動計画協議会
 平成24年7月12日(木)14:00～16:00
 ヌツ・ムラホール



横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 第4期委員名簿

(敬称略・50音順)

<第4期：平成23年4月1日～平成25年3月31日>

会長：◎ 副会長：○

	所属・役職等	委員
1	社団法人横浜青年会議所 副理事長	石川 洋之
2	浦和大学こども学部 教授	○ 伊志嶺 美津子
3	特定非営利活動法人 ユースポート横浜 理事長	岩永 牧人
4	(株) K2インターナショナルジャパン 湘南・横浜若者サポートステーション 統括コーディネーター	岩本 真実
5	公益財団法人よこはまユース 業務執行理事兼総務部長	大槻 繁美
6	神奈川新聞社 編集局文化部記者	柏尾 安希子
7	横浜商工会議所 女性会会長	河原 隆子
8	横浜弁護士会 弁護士(横浜市児童福祉審議会児童部会委員)	小坪 淳子
9	横浜市青少年指導員連絡協議会 金沢区会長	小林 利彦
10	社団法人横浜市医師会 常任理事	白井 尚
11	帝京大学大学院教授(大学院教職研究科長)	◎ 高橋 勝
12	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会長	伊達 直利
13	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	土山 由巳
14	NPO法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	橋本 ミチ子
15	つづきMYプラザ(都筑多文化・青少年交流プラザ) 館長	林田 育美
16	横浜市私立保育園園長会 副会長 おおつな保育園 園長	菱川 広昭
17	市民公募委員	藤村 メイ子
18	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	松岡 美子
19	市民公募委員	松本 卓也
20	横浜市立大学准教授	三輪 律江
21	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
22	横浜市主任児童委員連絡会 代表	梁田 理恵子
23	慶應義塾大学病院 小児科教室専任講師	渡辺 久子
24	社団法人横浜市幼稚園協会 常任理事 学校法人渡邊学園 理事長	渡邊 英則
25	横浜市PTA連絡協議会 副会長	渡辺 祐子

平成24年7月2日現在

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
理事	こども青少年局緊急保育対策室長	鈴木 猛 史
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	小 池 恭 一
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	鈴木 寿 一
	緊急保育対策部長	三 上 章 彦
	子育て支援部長	田 中 博 章
	こども福祉保健部長	本 吉 究
	児童虐待・DV対策担当部長	板 坂 健 治
	中央児童相談所長(児童相談所統括担当部長兼)	勝 澤 昭
課長	総務課長	大 貫 義 幸
	青少年育成課長	日 比 野 政 芳
	青少年相談センター所長	守 田 洋
	放課後児童育成課長	池 田 一 彦
	緊急保育対策課長	伊 東 裕 子
	保育所整備課長	落 合 明 正
	子育て支援課長	春 原 隆 之
	子育て支援課幼・保・小連携担当課長	原 南 実 子
	保育運営課長	吉 川 直 友
	保育運営課保育運営担当課長	本 間 睦
	保育運営課保育運営担当課長	小 澤 覚
	こども家庭課長	岡 ノ 谷 雅 之
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	鈴木 裕 子
	こども家庭課児童施設担当課長	中 川 一 人
	こども家庭課親子保健担当課長	近 藤 政 代
	中央児童相談所副所長	松 永 勉
	障害児福祉保健課長	桑 折 良 一

関係局

区分	所 属	氏 名
企画担当課長	健康福祉局 企画課長	佐 藤 広 毅
	教育委員会事務局 教育政策推進室担当課長	樫 原 哲 哉

事務担当

事務局	企画調整課長	井 尻 靖
	企画調整係長	池 上 省 吾
	企画調整担当係長	倉 田 真 希
	企画調整担当係長	関 弥 生 子

平成24年4月1日現在

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」評価指標 達成状況（平成23年度）

資料1-1

	後期計画 評価指標			備考
	H21末状況	H23実績	H26目標	
施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援				
基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実				
評価指標 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」における訪問率	65.8%	69.4%	80.0%	・進捗率24.6% ・家庭状況の多様化により、訪問すること自体難しい課題となっているが訪問実績は少しずつ上昇している。区によって訪問率にばらつきがあるため、区の状況に合わせた対策を検討し、引き続き進めていく。
基本施策2 地域における子育て支援の充実				
評価指標 子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数（週3回以上開設のもの）	96か所	107か所	150か所 (概ね中学校区に1か所)	・進捗率20.3% ・地域子育て支援拠点及び親と子のつどいの広場についてはほぼ計画どおりに整備が進んでいる。一方、既存資源を利用する保育所子育てひろばや幼稚園はまっ子広場については、園児の活動に支障のない範囲での取組であり、時間・場所・人員などの制約があることから、進捗が遅れている。今後は、平成26年度の目標達成に向けて、各区とも連携して親子の居場所の適切な配置先を検討し、親子がいつでも気軽に行ける場所を効率的かつ効果的に設置できるよう、引き続き拡充を進める。
基本施策3 未就学児の保育と教育の充実				
評価指標 保育所待機児童数	1,552人 (H22.4.1現在)	179人 (H24.4.1現在)	解消 (H25.4.1現在)	・進捗率88.5%
施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援				
基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進				
評価指標 放課後の居場所を利用した子どもの年間延べ利用人数	5,162,376人	5,373,845人	5,266,000人	・進捗率104.1%
評価指標 青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	31,255人	64,391人	55,000人	・進捗率139.5%
基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実				
評価指標 一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを切ることができた人数				
(A) 社会参加・就労体験プログラムの年間延べ利用者数	9,700人	14,612人	12,000人	・進捗率213.6%
(B) インターンシップなど就労訓練プログラムの年間実利用者数	70人	97人	120人	・進捗率54.0%
(C) 本市の自立支援の取組によって就労した年間実人数	200人	351人	300人	・進捗率151.0%
施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援				
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実				
評価指標 要保護児童対策地域協議会による個別ケース検討会議件数	93件 (H21.3.31現在)	440件	800件	・進捗率55%
評価指標 施設入所が望ましいが、施設の不足で入所できない児童数	198人 (19年度実績)	102人 (23年9月末現在)	0人	・進捗率48%
基本施策7 障害児への支援				
評価指標 地域療育センター等の通園施設定員	730人	730人	820人	・進捗率10% H23年度 着工(出来高10%)、H24年度 しゅん工 25年4月の開所により、目標を達成する予定
評価指標 地域療育センター等の年間初診実施数	2,646人	2,863人	2,845人	・進捗率109.0%
評価指標 障害児の居場所づくり事業の年間利用児童数	38,680人	45,292人	77,000人	・進捗率17%(事業者が、平成24年4月に、障害児の放課後支援を目的とする法定事業(放課後等デイサービス事業)の創設されることを見通し、市単独事業である居場所事業への参入が進まなかったため。平成24年4月以降は、本事業と同様の放課後等デイサービス事業が創設されたことにより、障害児が放課後に利用できる事業所が増加し、利用実績の大幅な増加が見込まれる。)
基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応				
評価指標 母子家庭の世帯総収入額(各種手当等を含む)について、300万円未満の世帯の割合	45% (20年度調査)	-	40.0%	※24年度に調査を実施
評価指標 母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	27.0%	33.0%	42.0%	・進捗率40.0% ・21年度と比較して6%増加しており、引き続き就労支援に取り組んでいく
施策分野4 子どもを大切に作るまちづくりの推進				
基本施策9 安心・安全のまちづくり				
評価指標 暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせると思う人の割合	31.7%	44.8%	40.0%	※23年度横浜市民意識調査 ・進捗率157.8%
基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切に作る機運の醸成				
評価指標 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	16.2%	-	30.0%	※計画期間中に調査を実施予定
評価指標 ワーク・ライフ・バランスを知っている市民の割合	23.8%	39.8%	50.0%	※23年度横浜市民意識調査 ・進捗率61.1%

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

※事業目標が数値目標の取組を抜粋

資料1-2

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	平成23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
施策分野 1 生まれる前から乳幼児期の支援									
基本施策 2 地域における子育て支援の充実									
15	2	①	1	地域子育て支援拠点の拡充	子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て家庭向けの相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点」を各区1か所設置します。	15か所	18か所	○青葉区、瀬谷区で新たに開設し、市内18か所に設置が完了した。 ○設置後5年経過した施設において、その間の事業の振り返り結果を踏まえて、次期5か年度の事業者を公募した（神奈川区、南区、港南区、金沢区） ○設置後5年経過した施設や体制の整った施設では、新たに横浜子育てサポートシステムの区支部機能を追加した（中区、都筑区、磯子区、緑区）	■利用者・実施事業者の意見・評価 利用者については、各拠点で実施しているアンケート等から、「一人でも気軽に来館できる雰囲気がある」「スタッフが丁寧に対応してくれる」など概ね高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 全区に整備が完了したところであり、今後は、各区の特性に応じたニーズをふまえ、事業内容のさらなる充実が必要である。
16	2	①	2	親と子のつどいの広場の拡充	NPO法人や子育て支援活動団体などが、商店街の空き店舗やマンション・アパート等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、相談、情報提供を行う「親と子のつどいの広場」の整備を進めます。	28か所	54か所	【広場の新規開設】 ○新たに5か所（緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区）で開設し、市内36か所で実施した。 ○運営団体の募集及び選定委員会を行い、24年度開設に向けて5か所（鶴見区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区）を選定した。 【広場における一時預かりの実施】 ○広場における一時預かりについて、10月から新たに6か所で開始し、市内16か所で実施した。	■達成状況 新規広場の募集にあたって、配置の考え方について各区と議論するとともに、協力して事業者への周知や働きかけを行った結果、事業者の掘り起し、応募の増加につなげることができた。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 新規開設された区では、「これまで遠くに出かけなければならなかったが、身近な地域で利用できるようになった」など、開設を歓迎する声が利用者から聞かれている。 広場での一時預かりについて、「日頃利用し慣れている場所に安心して預けることができる」といった利用者の声や、「利用者も含めみんなで子どもを温かく見守る雰囲気が生まれた」といった実施事業者の声など、概ね高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 今後の拡充に向けて、他の地域子育て支援の場も含めた未整備地域への効果的な配置の考え方の整理を行うとともに、担い手の掘り起し・育成策の更なる充実に取り組む必要がある。 拡充を進める中、質の確保・向上のための取組や、幅広い利用者層への利用促進策についても、検討する必要がある。
17	2	①	3	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や子育て情報の提供など地域の親子への支援を行う「幼稚園はまっ子広場」や「保育所子育てひろば」の整備を進めます。	幼稚園はまっ子広場 21か所 保育所子育てひろば(常設園) 32か所	幼稚園はまっ子広場 27か所 保育所子育てひろば(常設園) 51か所	○地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、地域の子育て中の親子への支援として、施設開放や育児講座などを開催したほか、子育て情報の提供を行った。 ○私立幼稚園はまっ子広場（常設園）を市内20か所で実施した。 ○保育所子育てひろば（常設園）を市内33か所（市立24か所、私立9か所）で実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保育所子育てひろばでは、担当保育士が施設開放時に常駐し、顔の見える関係を築くことできるなど、地域の身近な施設において、安心して子育ての相談等を行うことができるとの声が利用者から聞かれている。 ■実施にあたっての課題 既存資源を活用した、園児の活動に支障のない範囲での取組であり、時間・場所・人員などの制約があるが、今後の拡充に向けて、各園で取り組みやすくなるように検討を行う必要がある。
基本施策 3 未就学期の保育と教育の充実									
23	3	①	1	保育所整備	庁内に「緊急保育対策支援会議」を設置し、待機児童対策に向けた区局の連携をより強化するとともに、市有地の活用や民間ビルなど、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。	保育所定員 38,295人 (H22.4.1現在)	保育所定員 44,100人 (H27.4.1現在)	○49か所の新設等により3,600人定員を増加し、507か所、43,607人となった。 ○法人所有地や民間ビルなどを活用し、多様な手法により保育所整備を進めた。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図った。	■達成状況 保育所の整備用地の確保策として、国有地等の定期借地や民間土地所有者からの情報提供の活用など、幅広く用地確保に取り組み、49か所もの新設整備につながった。また、横浜保育室やNPO等を活用した家庭的保育事業では、不動産事業者やUR都市機構の協力を得て、物件情報システムを実施した結果、122件の情報提供があり、6件、成立した。 ■実施にあたっての課題 保育所等の整備に適切な場所の確保が困難になってきているため、あらゆる主体と連携した取り組みが必要になっている。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

※事業目標が数値目標の取組を抜粋

資料1-2

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	平成23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
25	3	①	3	横浜保育室の助成充実	3歳未満の低年齢児の待機児童解消を図るため、本市が独自に認定した横浜保育室に定員規模に応じて運営費を助成するとともに、整備費を助成することで、既存施設の運営の安定化と新規参入を促進し、定員を拡大します。また、保護者負担の軽減を図るため、所得に応じた保育料の軽減を行います。	横浜保育室定員 4,309人 (H22.4.1現在)	横浜保育室定員 5,000人 (H27.4.1現在)	○6か所、249人定員を増加し、152か所、5,177人となった。 ○保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成した。通常募集だけでなく、都心部への整備を目指して特別募集も行った。また、工事期間中の賃借料補助も開始した。 ○保育料の軽減助成を所得に応じて1万円～5万円の5段階に拡充した。 ○横浜保育室事業への国費導入が実現し、3歳児助成の拡充及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たす施設への助成拡充を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 特に都心部で適切な場所の確保が困難。 ■実施にあたっての課題 横浜保育室を多く整備したときに、その地域では卒園した後の3歳児の保育場所の確保が課題となる。 認可保育所の増加に伴い、横浜保育室の空き定員も拡大しているため、入所率が課題となっている。
26	3	①	4	一時保育（一時預かり）の拡充	就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。	一時保育 227か所 乳幼児一時預かり事業 4か所	一時保育 356か所 乳幼児一時預かり事業 14か所	○就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施した。 （市立44か所、民間217か所：計261か所） ※横浜保育室については125か所で実施（平成24年4月1日現在） ○整備費補助では、受入人数を30人から10人に緩和し募集をしたが、申請には至らなかった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保護者からは、受け入れ人数や保育士の確保から希望の利用日に利用できない場合があり、一時保育の実施施設の拡充や受け入れ数の拡大が求められている。 保育所からは、毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しいという意見がある。 ■実施にあたっての課題 待機児童の解消のため、既存施設における入所定員の増が求められていることや、保育士の確保が困難となっていることから、実施施設の増が難しくなっている。
								○乳幼児一時預かり事業実施施設を新規4か所開設し、計10か所で実施した。 ○保護者が利用しやすいようにするため、1時間あたりの利用料金を500円から300円に変更した。	
27	3	①	5	家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施	低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。	家庭的保育定員 160人 (H22.4.1現在)	家庭的保育定員 550人 (H27.4.1現在)	○家庭的保育定員は359人となった。（24年4月現在） ・家庭保育福祉員：52人、定員206人 ・NPO等を活用した家庭的保育：17か所、定員153人 ○家庭保育福祉員の新規募集を行い、新たに3名の福祉員を認定した他、3人型から5人型への移行も行った（8人移行）。 ○NPO型家庭的保育の事業実施者募集を計3回行い、10法人11施設を選定した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 家庭保育福祉員からは、災害等緊急の事態に備え、常時複数での保育を求める声がある。 ■実施にあたっての課題 家庭保育福祉員への応募者が少なく、制度の周知や担い手の掘り起こしが必要である。 また、NPO型については、整備を希望する場所に、最低基準面積等を満たす物件を確保することと、事業を実施するNPO法人等の掘り起こしが課題であり、認定要件を満たす物件と事業者をマッチングする仕組みが必要である。また、事業の質を確保するための研修会等の充実についても必要である。
28	3	①	6	幼稚園預かり保育事業の充実	保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。	幼稚園預かり保育利用者 2,363人 (H22.4.1現在)	幼稚園預かり保育利用者 3,400人 (H27.4.1現在)	○預かり保育実施園に対して運営費を助成し、94園で長時間保育を実施した結果、幼稚園での長時間保育利用者数の増につながった。 ・認定園の増を図るため、新規認定申請説明会では実際に預かり保育を実施している通常型、平日型それぞれの園から、運営状況等について実施園の視点から説明を行い、誘致を図った。また、認定申請の機会は年3回とし、幼稚園にとって申請しやすい環境を整えた。 ・幼稚園協会の協力を得ながら未実施園への個別の働きかけを行った。 ・平成24年4月から開設の2園、6月から開設の2園を含め、23年度内は計18園認定し、認定園数112園となった。 ・平成24年3月の利用者は3,107人（23年度中の利用者は月平均で約2,700人）。	■達成状況 幼稚園協会の協力を得て、新たに18園の申請に結びついた。 中期計画の目標105園を達成した。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 実施園からは、預かり保育を実施した結果、「保護者のニーズが高まり、入園児が増加した」「保護者との距離が近くなり、きめ細かい子育て支援ができるようになった」との評価をいただいている。 保護者からは、「保育所以外の選択肢が広がった」「働いていても幼児教育を受けさせることが出来る」「預かり保育をやっているからこの幼稚園を選んだ」との評価をいただいている。 ■実施にあたっての課題 預かり保育事業を実施する幼稚園を増やしていくためには、引き続き、幼稚園の意見を取り入れた事業展開をしていく必要がある。
29	3	①	7	事業所内保育施設の設置促進	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。	事業所内保育施設入所者数 728人 (H22.4.1現在)	事業所内保育施設入所者数 850人 (H27.4.1現在)	○事業所内保育施設の入所者は1,156人となっている。（平成23年4月1日現在） ○既認定施設（2か所）に対して運営経費の助成を行った。 ○整備費助成では、申請期間を2回設けて幅広く募集を行ったが、新設には至らなかった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、従業員の中に保育を必要とする人が少ないとの声や、運営費助成の期限（3年間）を撤廃してほしいとの声がある。 ■実施にあたっての課題 認可保育所の新規整備を行っているため、事業所内保育所の利用ニーズが少ない。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

※事業目標が数値目標の取組を抜粋

資料1-2

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	平成23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
33	3	②	3	休日保育の拡充	ターミナル駅など利便性の高い場所を中心に施設の整備を進め、広域的に利用できる施設を増やします。	10か所	27か所	<p>○日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、9か所（市立1か所、民間8か所）休日保育を実施した。 （22年度は市立1か所、民間6か所）</p> <p>○23年度は2施設が新たに休日保育事業を実施した。</p> <p>○23年7月から9月に実施された国の電力需給対策に伴う企業の土日就業の取組により保育が必要となった児童の保育について、市内22か所で休日保育を拡大実施した。</p> <p>※年末保育(12/29～30)を実施していた市立保育所3か所（緑区2、保土ヶ谷区1）についてニーズがなかったため、平成21年度を以て事業を終了した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、休日に保育を実施することに対し、否定的な保育所が多いことや、休日に開所することによる平日の保育への影響が大きいことことから、複数の保育所により共同実施することや、障害児を受け入れた際の助成内容の向上などの要望が寄せられている。</p> <p>■実施にあたっての課題 国の電力需給対策で休日保育を臨時実施した施設からは、休日に保育に従事する職員の確保や利用ニーズの見込みが立たないことが課題であるとの意見が多かった。</p>
35	3	②	5	病児保育の拡充	就労世帯において、子どもが病気の際に家庭で保育できない場合に、子どもを預かる病児保育施設の整備を進めます。	11か所	27か所	<p>○14か所（12区）で病児保育事業を実施した。</p> <p>○横浜市内の小児医療機関550か所に対し制度案内の送付及び新規募集を行い、新たに1か所の整備を実施した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 全体の利用児童数だけでなく、1施設あたりの利用児童数も増加しているが、実施事業者からは、当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少が課題であるとの意見が多い。 医療機関からは、現在の要綱等だけでは実施の具体的なイメージがわからないことや看護師の確保が困難との意見がある。 市民からは、身近な場所で利用できるよう実施施設を増やすことなどが求められている。</p> <p>■実施にあたっての課題 応募者も減少傾向にあるため、未実施区を中心に実施施設の拡充に向けて、募集方法や制度内容についての見直す必要がある。 関心のある施設が実施につながるよう、広く募集するだけでなく、必要な情報提供や実施に向けた支援を行う必要がある。</p>
36	3	②	6	子育てサポートシステムの推進	地域の中で子どもを預け、預かりあう「横浜子育てサポートシステム」について、利用者のニーズに応じた、より利用しやすいシステムとするため、専任のコーディネーターを配置するなどして、区支部事務局の機能強化を図ります。	区支部事務局の機能強化2区	15区	<p>○利用会員と提供会員の登録・研修、コーディネート等の事務局運営を委託して実施した。</p> <p>○地域子育て支援拠点設置後5年が経過した施設や体制の整った施設では、新たに区支部事務局機能を地域子育て支援拠点に移管した（中区、都筑区、磯子区、緑区）。（累計5区）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 区支部機能を強化した区では、サポートシステム利用希望者の子育て支援ニーズに対して、預かり以外の情報の提供等、拠点が有する機能を活用して対応することができた。また、拠点の未利用者に対して、サポートシステムを通して拠点の周知につながり、子育て情報等の提供が可能になった。</p> <p>■実施にあたっての課題 区社会福祉協議会からの区支部事務局業務の移管にあたっては十分な期間を設け、本部と連携しながら丁寧に取り組みを行い、利用者への周知を早めに行う等、円滑に移行できるよう準備を進める必要がある。</p>
施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援									
基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進									
44	4	①	1	放課後児童育成施策の推進	すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業の運営や活動内容の充実を図ります。 また、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に19時までの放課後の居場所を整えます。	19時まで放課後の居場所のある小学校区232か所	ニーズの高い小学校区全て（309か所）	<p>○19時までの放課後の居場所が251学区（15学区増）となった。</p> <p>・放課後キッズクラブ：82か所（9か所増）</p> <p>・はまっ子ふれあいスクール：267か所 従来型 235か所 充実型 27か所 特別支援学校 5か所</p> <p>・放課後児童健全育成事業：198か所（4か所増・2か所廃止）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 キッズの保護者アンケートでは、安心して子どもを預けられるなど、概ね満足度が高い評価を受けている。 また、留守家庭児童への対応のため、キッズへの転換を望む保護者の声があがっている。</p> <p>■実施にあたっての課題 児童数が増え、19時までの放課後の居場所のニーズが高い学校における実施場所（余裕教室）の不足。 35人学級の実施による、更なる学校での実施場所の不足。 キッズとはまっ子の事業目的・内容がわかりにくくなっているため、キッズ転換の理解が得にくい。</p>

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

※事業目標が数値目標の取組を抜粋

資料1-2

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	平成23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援									
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実									
67	6	②	1	横浜型児童家庭支援センターの設置	養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター※」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。※児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図る。	0か所 (児童家庭支援センターとして1か所)	9か所	○横浜型児童家庭支援センターは、新規1か所が開所し、3か所となった。(相談受付件数：延べ763件) ・旭区の児童家庭支援センター「おおいけ」及び泉区の「杜の郷子ども家庭支援センター」において、区福祉保健センター等と連携し、地域への支援を実施した。 ・10月に、3か所目となる児童家庭支援センター「みなど」が中区に開所し、地域の家庭への支援を開始した。 ・2月にセンターの連絡会を開催し、運営ガイドラインの策定の検討を開始した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 いざという時に預かりを実施できる施設があることで、要支援家庭の負担軽減につながっている。 児童家庭支援センターの近隣世帯の支援が中心となっているため、より範囲を広げて支援を行ってほしい。 ■実施にあたっての課題 運営ガイドラインの整備、運営施設連絡会の立ち上げのほか、出張相談など、制度の充実に向けた検討が必要。
70	6	③	1	児童養護施設の新規整備	児童虐待など様々な事情で家庭での生活が困難な児童が入所する児童養護施設を新たに整備します。整備にあたっては、整備地域が偏らないよう配置バランスを考慮します。	446人	518人	○新規建設工事に着工した(1か所) ・新規整備の着工時期が予定より少し遅れたが、23年度で遅れを取り戻せる予定である。 ・22年度末定員：9か所、定員446人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 震災の影響で、建築資材の調達に影響が出る可能性がある。
72	6	③	3	里親・ファミリーホーム制度等の拡充・支援	里親・ファミリーホーム制度※の理解促進に向けて、パンフレットの発行や制度説明会の実施など、広報活動を行います。	14.5%	16.5%	○平成21年度の国の制度改正により、養子縁組が成立した里親は委託率に含まないため、23年度の委託率は11.9%(H23年度末)となった。 ○10月に拡大制度説明会の開催し、18人の里親制度に興味を持つ市民の方が参加され、制度に対する理解を深めた。 ○里親等委託率の向上には、児童の実親の里親制度に対する理解が不可欠である。実親向けに里親制度の理解を深めるパンフレットの作成した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 里親委託に関しては、特別養子縁組を希望する割合が高くなってきている。 ■実施にあたっての課題 養護が必要な子どもの保護者の里親制度への抵抗感が高く、里親委託が進まない現状があり、里親制度やファミリーホーム事業の拡大を図っているものの、目標達成は厳しい状況となっている。課題解決に取り組み、引き続き里親委託を推進する。
基本施策7 障害児への支援									
74	7	①	1	地域療育センターの拡充	港南区に市内8か所目となる「地域療育センター」を整備し、障害児とその保護者が必要な療育を受けられる環境を整えます。	7か所	8か所	○地元自治会・町内会等関係者に対し、工事事業者から工事説明を行った。 ○実施設計完了後、着工した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 工事について説明を行い、理解を得ることができた。 ■実施にあたっての課題 工事を進める中で、常に安全に最大限の配慮をすることが必要である。
75	7	①	2	重症心身障害児施設の整備・拡充及び機能強化	新たな重症心身障害児施設を整備し、在宅介護を行う家族の負担軽減を図り在宅生活を支援するための短期利用ベッドを充実するなどの機能を強化します。	市内所管重症心身障害児施設入所定員数 ※ 139人 ※短期利用ベッド数含む	市内所管重症心身障害児施設入所定員数 300人	○地域住民に事業概要の説明会を実施した。 ○住民向けに、既存の重症心身障害児施設の見学会を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業について説明を行ってきたが、現段階で十分な理解を得られている状況ではない。 ■実施にあたっての課題 今後も地元説明を丁寧に行い理解を求めていく必要がある。 23年度については、地元調整に時間を要したため、当初計画の基本設計ができず遅れが生じているが、最終的には、当初計画どおり26年度に開所するように取り組んでいく。
80	7	③	1	障害児居場所づくりの推進	より身近な場所で障害児の居場所を増やしていきます。また、利用児童の社会性や対人関係能力の向上に向けて、担い手の専門性を高める取組を行うとともに、知的障害児に加えて、肢体不自由児や重症心身障害児等も利用しやすいよう、バリアフリーの拠点を増やします。さらに、学校や地域の相談支援機関、社会資源との連携強化に取り組みます。	17か所	36か所	○未整備区での新規拡充として、瀬谷区・港南区(平成23年7月)、金沢区・緑区(平成23年12月)、神奈川区(平成24年2月)および港北区(平成24年3月)の計6か所で事業を開始した。(目標は7か所) ○平成22年度末で3か所が児童デイサービス事業所へ移行したため、平成23年度末時点で20か所で実施となった。 ○事業所への家賃補助の拡充を行い、これにより新規参入事業所を確保しやすくなった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 満足度調査の結果、利用者の概ね8割が現在提供されているサービスに満足していることが確認できた。 ■実施にあたっての課題 児童福祉法の改正により事業内容が概ね一致している「放課後等デイサービス」が創設されたため、今後は法定事業と一体的に障害児の居場所の拡充を図っていく。

平成 24 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について

平成 24 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数は、認可保育所の新設ほか多様な保育施設の拡充と、入所を希望する方への丁寧な対応により、対前年比で **792 人**、**約 82%** 減少し、**179 人** となりました。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区 分	23年4月	24年4月	差引
就学前児童数	192,861	191,770	▲ 1,091
保育所申込者数(A)	44,094	45,707	1,613
入所児童数(B)	40,705	43,332	2,627
入所保留児童数(C) = (A) - (B)	3,389	2,375	▲ 1,014
横浜保育室等入所数(D)	1,136	1,117	▲ 19
横浜保育室	1,028	965	▲ 63
家庭的保育事業	52	59	7
幼稚園預かり保育	23	5	▲ 18
事業所内保育	0	19	19
一時保育・乳幼児の一時預かり施設	33	69	36
育休関係(E)(*)	277	186	▲ 91
主に自宅で求職活動されている方(F)(*)	—	213	213
特定保育園のみの申込者など(G)(*)	1,005	680	▲ 325
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	971	179	▲ 792

(*) 補足説明

- ・育休関係：4月1日に育休を取得されている方
- ・主に自宅で求職活動されている方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- ・特定保育園のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだ方で内定した保育所があるにもかかわらず、第1希望等の保育所しか入園を望んでいない方など。

※保留児童の方も待機児童の方も入所選考の対象であることに違いはなく、選考にあたり優劣をつけるものではありません。

(2) 年齢別の状況

1～3歳の低年齢児で待機児童が多く、全体の約91%を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
24年4月(A)	9人	96人	27人	40人	7人	0人	179人
	5.0%	53.6%	15.1%	22.3%	3.9%	0.0%	100%
23年4月(B)	34人	538人	241人	141人	14人	3人	971人
	3.5%	55.4%	24.8%	14.5%	1.4%	0.3%	100%
増減(A-B)	▲ 25	▲ 442	▲ 214	▲ 101	▲ 7	▲ 3	▲ 792

(3) 入所選考基準別の待機児童の状況

入所要件が低いHランク（保護者が就労しておらず求職中）と、入所要件が高いAランク（保護者が月20日以上かつ週40時間以上の就労等）の比率が高くなっています。なお、平成24年度入所から「横浜市保育所入所承諾運用及び選考基準」を改正し、これまでの「A～G」から「A～I」になりました。

	A	B	C	D	E	F	G	H	計
24年4月(A)	41人	9人	27人	7人	32人	9人	6人	48人	179人
	27.9%		15.1%	3.9%	17.9%	5.0%	3.4%	26.8%	100.0%
23年4月(B)	201人	84人	61人	132人	57人	24人	412人	971人	
	20.7%		8.7%	6.3%	13.6%	5.9%	2.5%	42.4%	100.0%
増減(A-B)	▲ 151	▲ 57	▲ 54	▲ 100	▲ 48	▲ 18	▲ 364	▲ 792	

※「入所承諾運用及び選考基準」が変更になったことにより、それぞれのランクの中身は多少異なりますが、目安として比較しています。

※なお、「Iランク」は、市外在住者のため待機児童数に該当しません。

2 23年度の取組

(1) 認可保育所定員

23年度の当初予算では、認可保育所の定員2,566人分を整備する予定でしたが、保育所整備マッチング事業等の効果や市立保育所の増改築工事等により、約1,000人を上回る3,600人の定員増を行いました。

その結果、4月1日の定員は、43,607人(507か所)となっています。

23年4月定員	H23年度の保育所整備内容							24年4月定員
	新築	分園	増改築	老朽改築	定員増減	廃止	計	
40,007人	3,326人	21人	47人	56人	178人	▲ 28人	3,600人	43,607人
459か所	49か所	1か所	2か所	2か所	29か所	▲ 1か所	—	507か所

※市立保育所を含む

(2) 横浜保育室等の設置促進

横浜保育室では、10か所を拡充したほか、既存施設の定員拡大をはかりました。NPO等を活用した家庭的保育事業では、3次募集まで実施し、11か所99人を拡充しました。

これらの取組により、370人の受入枠を拡大し、5,536人となりました。

23年4月 受入枠	H23年度の取組内容（増減）			24年4月 受入枠
	横浜保育室	家庭的保育		
		個人型・ 共同型	NPO等を 活用	
5,166人	249人	22人	99人	5,536人
※1 6か所	※2 2か所	11か所		

※1 横浜保育室は、10か所を新設、4か所が廃止。

※2 家庭的保育(個人型)は、3か所を新設、1か所が廃止。

(3) 保育コンシェルジュの配置

保育を希望する保護者の方の相談に応じ、個々のニーズに最も合った保育資源や保育サービスの情報提供を行う保育専門相談員「保育コンシェルジュ」を全区に配置しました。認可保育所に入れなかった保護者の方にも、保育状況や意向を確認し、認可保育所以外の保育資源や保育サービスを紹介することで、多くの方が利用に結び付きました。引き続き、保護者の方に寄り添った、きめ細かい対応に努めていきます。

(保育コンシェルジュ配置状況)

- ・23年6月 各区に1名配置（18区18名）
- ・23年10月 保留児童の多い3区（鶴見区、神奈川区、港北区）に追加配置

(4) 保育士の確保

保育施設の増加に伴って保育士が必要になっています。そのため、私立保育園園長会・ハローワーク・かながわ福祉人材センターと連携しながら、潜在保育士を対象とした保育士就労支援講座・面接会を市内6方面で開催し34名の方が採用に結び付きました。また、関東以北14都道府県にある保育士養成施設の学生・既卒者を対象とした保育士就職説明会を市内で開催したほか、県外の保育士養成校に出張し同様の保育士就職説明会を開催しました。

3 認可保育所の定員外入所・定員割れの状況

(1) 認可保育所の定員外入所の状況

認可保育所507園のうち、272園（2,354人）で、定員外入所を実施しています。

		23年4月(A)	24年4月(B)	差引(B-A)
箇所数		286園	272園	▲14園
定員外入所数		2,501人	2,354人	▲147人
内訳	乳児(0~1歳)	543人	393人	▲150人
	幼児(2~5歳)	1,958人	1,961人	3人

(2) 認可保育所の定員割れの状況

認可保育所507園のうち、179園（1,410人）で定員割れが生じています。

		23年4月(A)	24年4月(B)	差引(B-A)
箇所数		133園	179園	46園
空き定員数		1,098人	1,410人	312人
内訳	乳児(0~1歳)	302人	471人	169人
	幼児(2~5歳)	796人	939人	143人

※新設保育所の4・5歳児枠については、新規入所を希望する方がほとんどありませんが、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後は2年間は定員割れの算定から除いています。(H23.4.1~24.4.1開所の園が該当)

4 24年度の取組

受入枠の拡大をはかるハード整備と、多様な保育サービスを十分に活用するためのソフトの対応、この両面からあらゆる手段を講じて待機児童解消に取り組み、25年4月の待機児童ゼロを達成します。

(1) 受入枠の拡大をはかる取組

認可保育所整備等により、4,922人の受入枠拡大を図ります。

取 組		24年度予算
I 保育所の新設等による定員増		
	認可保育所整備等	3,836人
	横浜保育室整備費助成	150人
	家庭保育事業	70人
	NPOなどを活用した家庭的保育事業	
II 既存保育資源の有効活用		
	市立保育所の更なる活用 (耐震リフレッシュも含む)	288人
	認可保育所の更なる活用	150人
	私立幼稚園預かり保育の拡充	314人
III 多様な働き方への対応		
一時預かりの拡充		
	乳幼児一時預かり	60人
	広場を活用した一時預かり	15人
	認可保育所一時保育整備費助成	30人
事業所内保育施設の設置促進		
	整備費及び運営費助成	9人
合 計		4,922人

(2) 多様な保育サービスを十分に活用するための取組

- 開所後2年以内の新設園では、4、5歳の新規入所者が極端に少ないため、2、3歳の在籍児童が進級して4、5歳となるまでの間、空いている保育室を、低年齢児の定員外受入や、一時保育、地域の子育て支援スペースなどで有効活用します。
- パートタイム就労などの場合に利用する一時保育の非定型的保育において、24年度から各保育所の判断により、最大で年度末までの利用申請の受け付けを可能とします。
- 保育コンシェルジュによる保育サービス相談を充実するほか、認可保育所以外の保育サービス（横浜保育室、家庭的保育事業、幼稚園預かり保育等）についての広報を積極的に進めます。

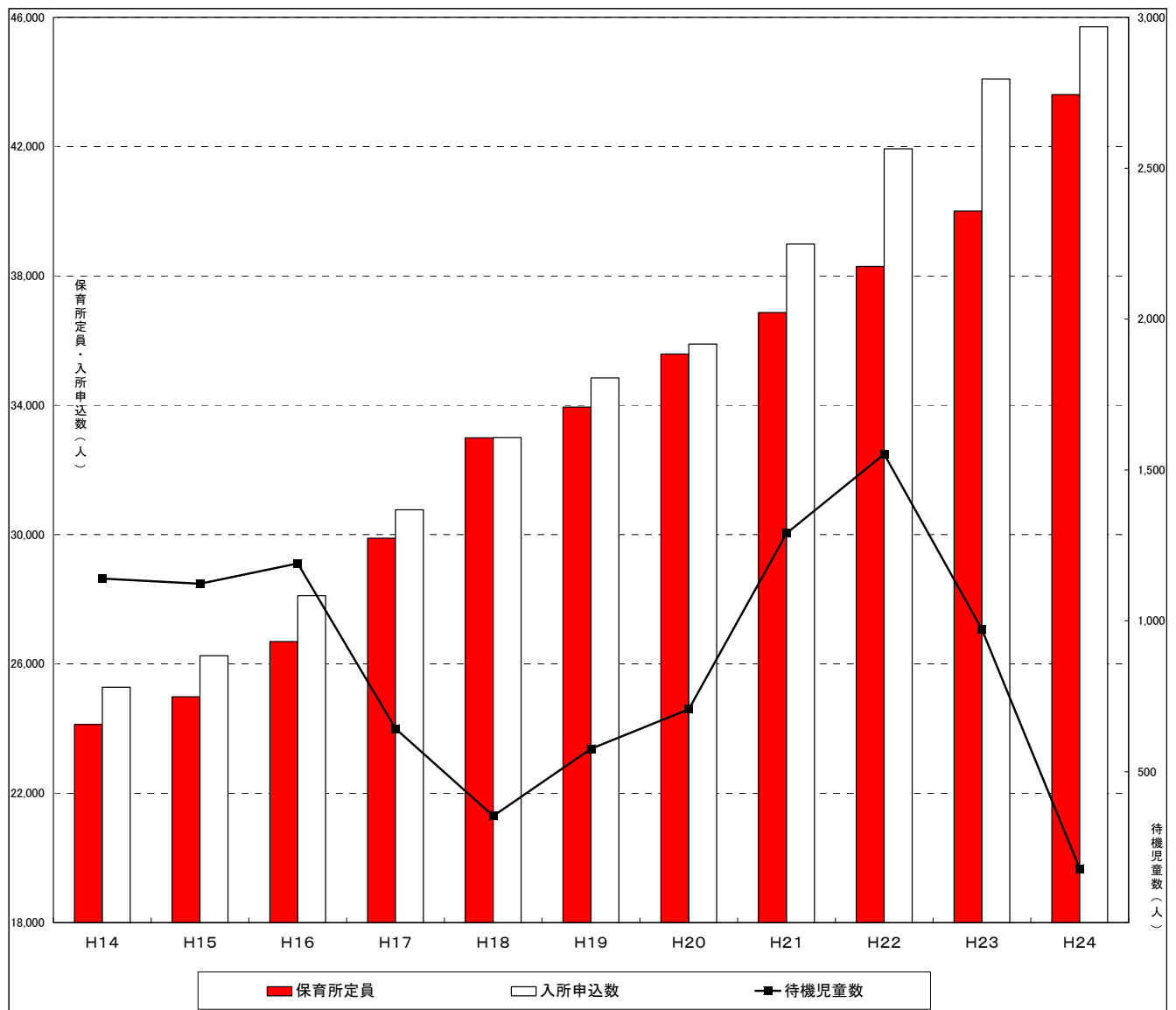
参考資料 1

区別の待機児童状況

区名	平成23年4月1日現在				平成24年4月1日現在				待機児童 前年比 (人)	23年度実績 (新設か所数)
	認可 施設数 (か所)	認可 定員数 (人)	入所 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	認可 施設数 (か所)	認可 定員数 (人)	入所 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)		
鶴見	33	3,210	3,417	132	38	3,640	3,695	31	▲ 101	5か所
神奈川	26	2,448	2,637	82	28	2,628	2,757	11	▲ 71	2か所
西	11	817	762	12	11	767	761	3	▲ 9	
中	15	1,103	1,180	53	19	1,386	1,386	5	▲ 48	4か所
南	22	1,825	1,836	82	22	1,843	1,872	5	▲ 77	
港南	29	2,616	2,744	61	33	2,899	2,912	4	▲ 57	4か所
保土ヶ 谷	25	2,232	2,174	34	27	2,415	2,305	6	▲ 28	3か所
旭	26	2,411	2,458	52	29	2,597	2,622	12	▲ 40	3か所
磯子	19	1,673	1,746	58	20	1,781	1,825	7	▲ 51	1か所
金沢	27	2,270	2,438	41	29	2,385	2,485	5	▲ 36	2か所
港北	43	3,774	3,839	101	49	4,299	4,263	28	▲ 73	6か所
緑	28	2,266	2,260	27	32	2,568	2,454	9	▲ 18	4か所
青葉	34	2,944	2,927	66	41	3,338	3,150	22	▲ 44	7か所
都筑	32	2,741	2,612	33	35	2,993	2,806	3	▲ 30	3か所
戸塚	36	3,139	3,145	72	41	3,456	3,403	9	▲ 63	5か所
栄	12	1,164	1,201	13	12	1,176	1,222	6	▲ 7	
泉	24	2,182	2,178	38	24	2,187	2,215	13	▲ 25	
瀬谷	17	1,192	1,151	14	17	1,249	1,199	0	▲ 14	
合計	459	40,007	40,705	971	507	43,607	43,332	179	▲ 792	49か所

参考資料 2

待機児童数等の推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
保育所数	258	267	289	327	368	383	402	420	436	459	507
保育所定員	24,125	24,983	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607
就学前児童数(A)	199,720	201,163	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770
入所申込数(B)	25,277	26,250	28,112	31,253	33,387	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707
申込率(B/A)	12.7%	13.0%	13.9%	15.6%	16.8%	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%
入所児童数	23,401	24,400	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332
待機児童数	1,140	1,123	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179

参考資料 3

平成 23 年度 保育所待機児童解消への取組結果

平成 23 年度は、4,639 人分の受入枠拡大の取組を行いました。

取 組	23 年度の取組成果（受入枠の拡大）		
	予算	結果	新規（廃止）
I 保育所の新設等による定員増			
認可保育所整備等	2,566 人	3,600 人	49（1）
横浜保育室整備費助成	150 人	249 人	10（4）
家庭保育事業	123 人	121 人	3（1）
NPO などを活用した 家庭的保育事業			11
II 既存保育資源の有効活用			
市立保育所の更なる活用 （耐震リフレッシュも含む）	326 人	定員外 77 人 ※定員分もあわせると、 254 人を拡大	
認可保育所の更なる活用	400 人	定員外 150 人 ※定員分もあわせると、 195 人を拡大	
私立幼稚園預かり保育の拡充	301 人	364 人	18
III 多様な働き方への対応			
一時預かりの拡充			
乳幼児一時預かり	60 人	60 人	4
広場を活用した一時預かり	9 人	18 人	6
認可保育所一時保育 整備費助成	30 人	0 人	0
事業所内保育施設の設置促進			
整備費及び運営費助成	40 人	0 人	0
合 計	4,005 人	4,639 人	

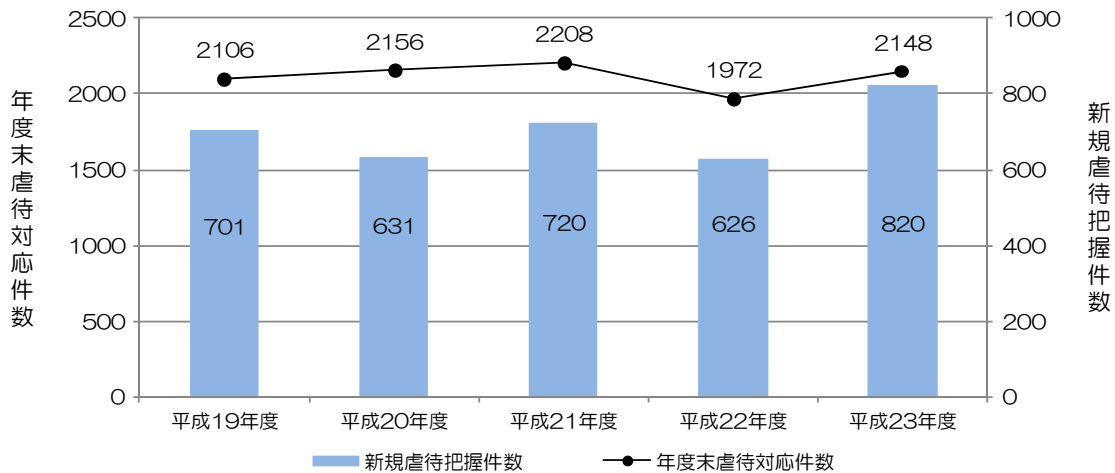
保育コンシェルジュの配置	18 人	18 区 21 人
--------------	------	-----------

平成 23 年度横浜市児童相談所の児童虐待新規把握件数

横浜市の児童相談所において、平成 23 年度に新たに把握した児童虐待件数は、820 件でした。平成 16 年度の 837 件に次いで、過去 2 番目に高い件数となりました。

また、年度末虐待対応件数は、平成 22 年度以前から継続した対応を行っている数を含め、平成 23 年度末時点で 2,148 件となっています。

■ 新規虐待把握件数と年度末虐待対応件数の推移



1 新規虐待把握件数

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		対前年度 増減数
	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	
身体的虐待	276	278	302	302	320	39.0%	18
保護の怠慢・拒否	288	203	214	174	231	28.2%	57
性的虐待	18	22	19	17	19	2.3%	2
心理的虐待	119	128	185	133	250	30.5%	117
合計	701	631	720	626	820	100.0%	194

- ・「身体的虐待」が約 4 割、「心理的虐待」「保護の怠慢・拒否」が約 3 割を占めています。「心理的虐待」が、前年から 117 件増加しました。

2 年度末虐待対応件数（年度末時点の支援状況別件数）

(単位：件)

	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度		対前年度 増減数
	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	
継続指導	1,458	1,480	1,541	1,372	1,363	63.4%	▲9
施設入所	312	334	387	401	417	19.3%	16
一時保護	60	62	47	50	70	3.3%	20
児童福祉司指導	17	15	19	19	30	1.4%	11
里親委託	31	23	11	8	8	0.4%	-
自立援助ホーム委託	2	0	2	3	1	0.1%	▲2
ファミリーホーム委託	-	-	5	13	15	0.7%	2
その他（調査中など）	226	242	196	106	244	11.4%	138
合計	2,106	2,156	2,208	1,972	2,148	100%	176

- ・在宅児童への支援（継続指導・児童福祉司指導）の件数が 6 割強となっています。

〈新規虐待把握件数の内訳〉

3 年齢別件数

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		対前年度 増減数
	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	
0～2歳	160	118	151	124	135	16.5%	11
3～5歳	177	152	141	123	175	21.3%	52
6～8歳	128	132	137	138	168	20.5%	30
9～11歳	120	120	146	100	165	20.1%	65
12～14歳	88	76	105	98	124	15.1%	26
15歳以上	28	33	40	43	53	6.5%	10
合計	701	631	720	626	820	100.0%	194

・リスクの高い「0～5歳」の乳幼児の割合が、約4割を占めています。

4 虐待者別件数

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		対前年度 増減数
	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	
実父	150	169	218	199	306	37.3%	107
実父以外の父	48	35	54	52	55	6.7%	3
実母	483	403	424	358	436	53.2%	78
実母以外の母	8	7	9	7	11	1.3%	4
その他	12	17	15	10	12	1.5%	2
合計	701	631	720	626	820	100.0%	194

※「実父母以外の父・母」＝養父・母、継父・母、内縁の父・母

・「実母」は前年の割合からは減少しましたが5割を超え、「実父」が約4割に増加しました。

5 相談（通告）経路別件数（児童相談所に通告した機関別件数）

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		対前年度 増減数
	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	
福祉保健センター	134	97	90	93	107	13.0%	14
近隣・知人	102	61	67	58	71	8.6%	13
学校	110	111	134	121	146	17.8%	25
家族・親戚	52	59	63	56	72	8.8%	16
虐待者本人	66	50	73	49	62	7.6%	13
児童相談所	41	41	44	27	28	3.4%	1
医療機関	47	31	20	43	42	5.1%	▲1
民生・児童委員	23	9	15	10	4	0.5%	▲6
警察	39	104	140	126	222	27.1%	96
他都道府県市町村	17	6	9	4	3	0.4%	▲1
保育所・幼稚園	46	37	39	25	32	3.9%	7
児童本人	5	8	4	4	8	1.0%	4
その他児童福祉施設	6	6	6	5	2	0.2%	▲3
電話相談機関	3	0	3	1	3	0.4%	2
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0.0%	0
その他	10	11	13	4	18	2.2%	14
◎ホットライン(再計)	91	71	95	72	85	10.4%	13
合計	701	631	720	626	820	100.0%	194

・「警察」からの通告が全体の約3割近くを占め、前年から96件増加しました。

平成23年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況

1 一時保護所保護状況の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
					件数	前年度比
1日あたり入所人数	89.5人	113.4人	102.9人	102.2人	106.2人	103.9%
児童一人当たり平均入所日数	41.7日	51.0日	45.5日	39.2日	37.8日	96.4%
一時保護件数	785件	811件	825件	951件	1,029件	108.2%
延べ日数	32,772日	41,392日	37,557日	37,320日	38,853日	104.1%

2 一時保護所における入所理由別件数

(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
					件数	構成比	
家庭養育困難 (養護)	虐待	276	297	294	371	410	39.8%
	虐待以外	428	404	418	432	466	45.3%
非行(ぐ犯・触法)	55	66	77	107	115	11.2%	
性格・行動上の問題	24	42	36	41	35	3.4%	
その他	2	2	0	0	3	0.3%	
合計	785	811	825	951	1,029	100.0%	

○ 「虐待以外」には、親の病気、離婚、育児不安、経済的問題、出産、勾留、迷子などが含まれます。

○ 平成23年度の一時保護委託(一時保護所以外での保護)件数は、247件でした。

3 一時保護所保護児童の退所理由別件数

(単位：件)

	児童福祉施設入所		里親委託		他児相・機関移送		家庭裁判所送致		家庭引取		その他		計		年度末継続保護		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
家庭養育困難 (養護)	虐待	66	39	7	2	3	2	0	0	567	236	131	71	774	350	102	60
	虐待以外	66	27	7	5	3	1	0	0	567	331	131	60	774	424	102	42
非行(ぐ犯・触法)	11		0		3		3		56		39		112		3		3
性格・行動上の問題	3		0		0		0		14		9		26		9		9
その他	0		0		0		0		2		0		2		1		1
合計	80		7		6		3		639		179		914		115		115

○ 「その他」には、保護所間の移動、施設入所中児童の保護、入院、自立援助ホーム委託などが含まれます。

4 立入調査等件数

(単位：件)

	立入調査	出頭要求	再出頭要求	臨検・搜索
件数	2	1	1	1

【参考】 新規相談受付件数の推移(含む電話相談)

(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
					件数	構成比					
育成(子育て)	1,799	1,533	1,582	1,587	1,468	9.2%					
養護	虐待	3,937	1,863	3,953	2,156	4,224	2,788	5,021	2,887	31.6%	18.2%
	虐待以外	3,937	2,074	3,953	1,797	4,224	1,802				
障害	6,879	7,916	7,222	7,402	7,740	48.8%					
非行	479	589	632	558	587	3.7%					
その他	694	1,655	1,276	989	1,061	6.7%					
合計	13,788	15,646	14,936	15,364	15,877	100.0%					

○ 新規相談受付15,877件のうち、2,887件(18.2%)が虐待に関する相談でした。

平成 23 年度 児童虐待死亡事例検証報告書（概要版）

I 検証の実施

「児童虐待の防止等に関する法律」に位置づけられた、外部の有識者から成る「横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会」により、平成 23 年度に発生した 2 件の死亡事例について関係機関へのヒアリング、調査・分析を行い、再発防止に向けた検証作業を行った。

II 事例 1

1 事例の概要

平成 23 年 5 月、生後 4 か月の先天性の疾患のある男児（以下「本児」と記載）が、自宅で実母に頭を蹴られて死亡した。司法解剖の結果、本児の頭がい骨に骨折があり、実母は本児の将来を悲観して本児の頭を蹴り、自身も死のうと考えたとのことであった。

実母は逮捕されたが、後日、心神喪失と判断され、不起訴となった。

2 事例検証による問題点・課題の整理

(1) 医療機関内での情報共有の課題とそれに基づいた区役所への連絡

医療機関での職員の意識や感度は高かったが、組織的な共有が十分できず、院内に設置された「児童虐待防止委員会」には対象事例として提出されなかった。その結果、区役所へ送られた未熟児訪問指導依頼票や電話連絡では、「何となく感じられていた懸念」については伝わらなかった。

(2) 連絡情報を受け取った区役所としての課題

医療機関から区役所への電話連絡等については記録がなされておらず、組織的な共有や進捗管理ができていなかった。

(3) 区役所における事例対応の課題

ア 医療機関から未熟児訪問指導依頼票の郵送による連絡を受け、その後 1 か月を経過してからの家庭訪問は、先天性の疾患のある児をもち、退院して育児環境の劇的な変化が見込まれる世帯への訪問時期としては、遅かったと考えられる。適切な訪問時期等について明確化したマニュアルや基準はなく、組織としての進行管理も行えていなかった。

イ 未熟児訪問指導依頼票については、組織的に共有されることはなく、訪問日程等すべて個人の判断に委ねられていた。適切なアセスメントが行われていれば、継続支援につながった可能性がある。

ウ 先天性の疾患のある本児に対する支援には、社会福祉職の関わりが必要であったと考えられる。長期的な支援のための計画の策定などを、保健師と社会福祉職が連携して、適切な時期に行っていく必要がある。

エ 実母が我が子の疾患や障害を受け入れかねていることに対して、アセスメントやその後の支援計画の組織的な検討が不十分であった。

オ 保健師は、訪問の前に医療機関と連絡を取り、医学知識や入院中の情報等を得る等、十分な準備をした上で、初回訪問を実施することが望ましかった。

カ 本事例については、家族の葛藤について配慮した上での、丁寧かつ個別的な対応としては不十分であった。

キ 先天性の疾患や障害がある児のいる家庭への支援にあたっては、アセスメントが重要である。そのためには、医療機関と連携した上での速やかな家庭訪問を行い、得られた情報をもとに支援方針を組み立てる必要がある。

ク 児童虐待防止の観点では、機を捉えた関係機関の双方向の情報提供が重要であるが、訪問によって得られた情報について、医療機関へ伝えていなかった。

(4) 地域とのつながりの課題

区役所による新生児訪問を実施したあとに、必要な家庭について、こんにちは赤ちゃん訪問につなげるという組織的な対応の流れは現状ではできていない。現在行われている支援等の関連性を再構築する必要がある。

(5) 区役所内での情報共有・方針決定の課題

- ア 先天性の疾患や障害がある児の事例については、組織的にリスク要因を判断しておらず、情報の共有が難しく「気になる事例である」と認識されつつも、十分なスーパーバイズ等がなされていなかった。
- イ 社会福祉職のカンファレンス等への出席や家庭訪問等の支援が十分できていない。また、庁舎レイアウト上、物理的に連携や情報共有が難しい構造がある。

3 事例検証による改善への提言

(1) 医療機関と区役所における積極的な情報共有に向けて

ア 医療機関の児童虐待防止委員会の有効な活用

医療機関の児童虐待防止委員会の対象とならなかった事例が死亡事例につながることを、認識して共有すべきである。医療機関にあっては、明らかに虐待と判断できなくても、情報を現場で共有し合い検討の対象としうるよう、内部の虐待防止委員会等の仕組みを点検することが望まれる。また、横浜市としても、研修等を通じて、医療機関が組織的対応力の向上を図れるよう支援する必要がある。

イ 医療機関に対する区役所からの積極的な情報収集のための働きかけ

疾患や障害がある児のいる保護者への適切な支援のために、区役所は保護者の受容状況等の入院時の情報、医療情報等を得ることは必須である。区役所から医療機関への積極的な情報収集のための働きかけが必要であり、医療機関と区役所との間で組織的な双方向の定期的な情報交換が不可欠である。

(2) 先天性の疾患や障害のある児がいる家庭への支援の充実に向けて

先天性の疾患や障害がある児の誕生は、保護者にとって混乱や心配、不安を来たしやすい。

とりわけ、家庭の中で児と最もかかわる時間が長い母親は、養育への不安などから多くのストレスを引き受け、生活していくことになる。このため、疾患や障害を理解した支援者が母と児に寄り添いながら、児の成長を見守る継続的な育児支援が重要である。

ア 保健師の援助技術の確立

保健師は、市民の生命に関わる者として高い緊張感を持ち、記録等については組織内の共有や判断のために重要であることを再認識することが必要であり、研修等を行っていく必要がある。先天性の疾患や障害のある児のいる家庭への支援には、保健師本来の専門分野である医学的な知識が必要であり、基本的な疾病対応における医学的視点を含めた医学的研修の実施による技能向上や人材育成は必須である。

イ 社会福祉職の機能の強化

児童虐待や疾患・障害のある児の事例については、社会福祉職の関わりが必要であるが、児童虐待対応に関わる個別支援等の業務を十分に行えていない現状があり、体制の整備を進める必要がある。

ウ 組織内での事例進行管理の徹底及び適切な支援サービスの導入

先天性の疾患や障害等を不適切養育のリスク要因として捉え、組織的な進行管理を行っていくことが必要である。

保護者の心情に十分配慮し、保護者の不安や育児負担の軽減に向け、育児支援ヘルパーや訪問看護など、様々なサービスを多角的に組み合わせ、積極的に導入することが必要である。

(3) こんにちは赤ちゃん訪問事業の全戸訪問に向けて

要支援者と地域とのつながりを意識する機会として、こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率を向上させることが必要である。そのためには出生連絡票が出ていない場合についても管理をし、訪問を実施していくべきである。

全戸訪問を目指すために、これまでの同意をとる方法を見直すことや、職員が訪問を行うなど、すべての世帯に訪問が可能となるようにすべきである。

Ⅲ 事例 2

1 事例の概要

平成 23 年 4 月、生後 9 か月の男児（以下「本児」と記載）が、自宅浴室の脱衣所の床で、側面の一部を開け 2 重にした段ボール箱に入れられた状態で死亡した（死亡推定時刻は午後 0 時頃。酸素欠乏による窒息死）。実父母は段ボール箱に本児を入れ、毛布・布団を上からかけ、本児の足元に缶ビールの入った段ボール箱を置き、脱出することが困難な状態にして、午前 9 時ころからパチンコ店へ行き、その後食事をとり午後 4 時ころまで一度も帰宅することはなかった。裁判員裁判による裁判が行われ、実父母は起訴事実を認め、実父には懲役 3 年、実母には懲役 2 年 6 か月（いずれも監禁致死罪）の実刑判決が下された（控訴は行われず確定）。

2 事例検証による問題点・課題の整理

(1) 事例の把握から支援への“つなぎ”に関する課題

ア 姉の乳幼児健康診査（1 歳 6 か月）時に対応した助産師（アルバイト）は、実母の様子や面談の状況等から継続的な支援の必要性について何らかの察知をしたと推測された。組織的に共有していたならば、適切な支援につなげられた可能性があった。

イ 姉のこんにちは赤ちゃん訪問の訪問員より電話連絡した際、実父から再連絡するとされたが、その後、連絡はなく、区役所から確認の連絡を入れることもなかった。また、母子訪問（助産師等の専門職による訪問）も希望がなく、実施しなかった。アプローチが困難な事例こそ、リスクが高く支援が必要な事例である可能性が高いことを認識し、必要な支援に確実につなげていくことが必要である。

ウ 本事例のきょうだいは一歳違いの「年子」であり、実父母の育児負担は一般的に考えても大きく、支援の必要性について考える必要がある。

(2) 広報・啓発等に関する課題

ア 本事例は、近隣住人等から通報が入ることなく、実父母や親族等から相談もなかった。市民に向けた広報・啓発のより効果的な手段や方法について再検討が必要である。

イ 実父母は、子育てに関する危険性の認識が極めて不十分であり、具体的な事例を活用しての広報・啓発を積極的に進めていく必要がある。

ウ 実父母は、子育てをしていくにあたり当然身に付けられるべき感覚や認識が身に付いておらず、学校教育の中で子育てについての教育的アプローチについても検討が必要である。

(3) 子育て支援施策に関する課題

ア 実父母は家族の中で自らの力でのみ問題解決することが良いと考えていたようで、地域や行政の支援を受けることはなかったが、身近なところで相談などができれば、子育ての負担感や不安感は軽減されたと考えられる。

イ 様々なニーズを抱える保護者に合わせ、さらにサービスを充実させていくとともに、必要とする保護者に確実に届けられていくことが重要である。

ウ 「利用しようとする保護者」にこそ、個々の状況を受け止め、寄り添う姿勢でのぞみ、一人ひとりに対して丁寧な働きかけをしていくことが重要である。

3 事例検証による改善への提言

(1) 事例の把握と支援への確実な“つなぎ”に向けて

ア 区役所における援助技術の向上と組織的対応の徹底

乳幼児健康診査は、支援が必要な事例を把握する重要な機会であると認識し、保護者に寄り添い、粘り強く継続的な支援に結び付けていくことが必要である。また、記録の重要性について再認識するとともに、組織的判断が適切に実施される仕組みについて検討されたい。

イ 児童虐待の未然防止に向けた保健師業務の見直し

保健師の業務において、家庭訪問は非常に重要である。現在、保健師が担当している業務は多岐にわたっており、優先順位を組織的につける等、保健師業務全体を見直すことも必要である。また、対応困難な事例も増加しており、適切な対応をするためには十分な職員配置等、体制強化が必要である。

ウ こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実

こんにちは赤ちゃん訪問を拒否した世帯や出生連絡票の提出がない世帯に加え、連絡の取れない世帯については一定のリスクがあると捉え、区役所から連絡を入れたり訪問したりするなど、世帯ごとにきめ細やかな対応が求められる。

(2) 広報・啓発活動等の充実に向けて

ア 市民に向けた広報・啓発

児童虐待に関する広報・啓発の役割は非常に大きく、市民一人ひとりに行き届くよう、より効果的な手段や方法について、あらためて検討されたい。

イ 子どもの事故予防的な観点からの広報・啓発

「子どもを残したまま外出すること」の危険性等については、子どもの事故予防の観点からも、周知を進めていく必要がある。また、親族や近隣者なども視野に入れることが必要であり、乳幼児健康診査など様々な機会を活用した積極的な取組が望まれる。

ウ 思春期からの教育的アプローチの必要性

学校教育の中で、子育てをしていく上で必要な知識・スキルを学ぶプログラムが必要である。また、学校と区役所が連携して実施している「赤ちゃんふれあい体験」など、思春期の子どもへの啓発をより一層進める必要がある。

(3) 子育て支援施策の充実、拡大に向けて

ア 地域の支援メニューの充実

様々なニーズを持つ保護者に対応できるように、身近な地域での多様な子育て支援策が求められている。児童虐待の未然防止という観点からも、親子の居場所などのサービスを地域のより身近な場所に早急に整備するとともに、あらゆる保護者が利用しやすくなるよう制度の充実が望まれる。

イ 地域の支援メニューに関する情報発信

子育て支援のメニューの充実とともに、イベントや広報を通じて、支援を必要とする世帯へ確実に情報を届けることが重要であり、さらなる工夫が必要である。

IV 重篤事例に対する組織的な受け止め・振り返りについて（提言）

専門職の業務においては、支援対象者等が死亡するといった状況は起こりうることである。そうした際に、個人の問題に帰するのではなく、組織としての受け止めや担当者への支援が必要である。

外部委員による検証委員会とは別に、適切な時期に、職員の精神的なケアも含めた、組織としての事例の受け止め・振り返りを行い、再発防止策を講じるべきであり、職員への支援体制についても推進願いたい。

横浜市内で発生した3歳男児死亡事例について

平成24年5月31日、横浜市内において、3歳男児（以下「本児」と記載）が自宅にて死亡しました。警察では、実母が無理心中を図ったとして捜査し、6月13日、実母を殺人容疑で逮捕しました。本事例は、区福祉保健センターや児童相談所の関わりがあったものですが、行政機関の関わりがありながらも、結果として、子どもの命が救えなかったことを、非常に重く受け止めています。

1 事例の世帯構成

実母（42歳）、本児（死亡当時3歳）、兄（15歳）の3人世帯（※事例発生時の年齢）

2 経過

平成20年11月28日	4か月児健康診査受診。実母より精神的な不安定さについての訴えあり。
平成21年4月1日	本児、保育所に入所
平成21年4月24日	実母、児童相談所へ来所相談（母方祖母との関係不調）
平成22年1月14日	1歳6か月児健康診査受診。実母より「精神的に落ち着かず、自傷行為をしてしまった。」と訴えあり。区の支援継続とした。
平成23年5月13日	区と児童相談所でカンファレンス実施。区の支援継続とした。
平成23年12月29日	実母が「よこはま子ども虐待ホットライン」に電話。「子どもを殺してしまいたいそう。子どもを預かってほしい」とのこと。子は母方祖母宅に在るとの話であり、傾聴し落ち着いたため終了
平成24年1月4日	児童相談所から区へ電話連絡
同日	児童相談所から保育所へ電話し本児の登園を確認
平成24年1月6日	児童相談所から実母へ電話
平成24年1月19日	児童相談所にて受理会議実施。支援方針を検討。「身体的虐待の危惧あり」と判断
平成24年1月23日	児童相談所から実母あて電話。区と児童相談所間で協議。今後は区が訪問することを確認。
同日	児童相談所から保育所に電話し、本児の見守りを依頼
平成24年2月20日	実母が区を訪れ面接実施
平成24年4月3日	保育所が児童相談所へ電話。担当者不在
平成24年4月4日	児童相談所が保育所へ折り返し電話し、保育所から報告を受ける。 「3月31日に本児が自宅で転び、口の中を15針縫うけがをしたが、4月2日元気に登園し食事も問題なくとれている」とのこと
平成24年4月24日	区が家庭訪問実施
平成24年5月17日	実母から区へ電話。「記憶がないが、気づいたら病院にいた。間違っって薬を多く飲んでしまったかもしれない。今は回復し、落ち着いた。」とのこと
平成24年5月29日	保育所が区と児童相談所へ電話。「5月15日夜間に実母が精神的に不安定になり、翌16日、本児が欠席。17日、実母の顔色は悪かったが、その後はいつもと変わらない様子である」とのこと。
同日	区が家庭訪問実施。実母は「体調は大丈夫」といい、不安定な様子はみられず。
平成24年5月30日	実母より保育所へ「木～日曜日で4連休（5/31～6/3）をとる」と連絡。
平成24年5月31日	本児死亡

3 今後について

検察における実母への処分等の動向を踏まえ、外部有識者からなる「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を開催し、重篤事例として検証を実施します。（検証を行う時期については未定です）

平成24年度 こども青少年局 運営方針

基本目標

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現に向けて
～ 職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、
さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます ～



目標達成に向けた施策

未来を創る子ども・青少年の健やかな成長や自立は、全ての市民が共有すべき目標であり、多くの市民とともに、次のような取組を進めていきます。

<施策分野1> 生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から産後の不安定になりやすい時期の支援を充実します。また、地域における子育て支援や、未就学期の保育と教育を充実します。

<施策分野2> 子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策を推進します。また、困難を抱える若者の自立支援を充実します。

<施策分野3> 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制を充実します。また、様々な障害に応じた支援や、ひとり親家庭の自立支援、配偶者からの暴力(DV)への対応を推進します。

<施策分野4> 子どもを大切にすまじづくりの推進

子どもが安心・安全に過ごせるまじづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども青少年を大切にする機運の醸成に努めます。



重点的に取り組む事業



保育所待機児童の解消

保育所整備による定員増や既存保育施設の受入枠拡大、私立幼稚園預かり保育の拡充などを引き続き進めるほか、多様な働き方に対応した一時預かり施設の充実や一時保育の年間利用などを進めます。また、区の担当係長や保育コンシェルジュが中心となり、保留になられた方へのアフターフォローも徹底的に進め、これらのハードとソフトの取組により、区局連携して25年4月の全区・全年齢で待機児童ゼロを実現します。

児童虐待対策の推進

児童虐待死の根絶を目指し、児童虐待対策プロジェクト報告書の8つの対策の一層の充実に向け、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の取組を着実に推進します。特に、①虐待事例の個別の支援方針等に関する定期的・継続的な会議の開催、②専門性を高める研修等の実施による人材育成、③医療機関、学校、民生委員・児童委員等の連絡会や研修会を通じた関係機関・関係者相互の連携強化、④専門職の増員による体制強化、⑤市内4か所目となる北部児童相談所一時保護所の整備、⑥発見のポイントや通報先等を示したわかりやすい広報、⑦育児不安のある家庭等に対する家庭訪問の充実、⑧地域における子育て支援の充実等に取り組めます。

子ども・若者育成支援施策の推進

横浜市子ども・若者支援協議会からの意見・提案を踏まえ、「全ての子ども・若者が、他者と交流するなかで自己肯定感を持ち成長できる社会」を目指し、施策を推進します。そのため、地域全体で学齢期から青年期の子ども・青少年を見守り、課題を早期発見する仕組みづくりを進めます。また社会参加・就労体験プログラムを充実するなど、若者の自立支援を推進します。



目標達成に向けた組織運営



施策の取組を進める際には、次の姿勢を大切にします。

チーム力

職員の力を最大限に発揮し、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。

チーム力の土台となる職員間のつながりを大切に、改革推進委員会やランチミーティングなどを活用して「チームこども」の機運を醸成します。その上で、事業・分野間の連携による相乗的な取組を進めます。また、待機児童や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。

協働と共創

市民や企業、民生委員・児童委員やNPO、医療機関や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。

特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。

また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組めます。

脱温暖化

職員一人ひとりが、省電力や紙使用量の削減などに取り組みます。

また、太陽光発電によるエコ保育所の取組や関連施設における節電対策を進めます。

WLB

職員、組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、休暇取得の促進、超過勤務の削減、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスに率先して取り組みます。

平成24年度 こども青少年局の主な事業・取組【参考】

◆施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実		
●妊婦健康診査事業	⇒ ○延べ受診回数<39万件> ○妊婦健診受診勧奨面接相談実施率<90%>	39万件 85%
●こんにちは赤ちゃん訪問事業	⇒ ○訪問実施件数<72%>事業対象者数 3 万人	70%
●乳幼児健康診査事業	⇒ ○未受診者全員への受診勧奨及び把握の強化 ⇒ ○母子保健システムの導入(1月) 【新規】	実施 —
●養育支援事業 ① 産前産後ケア事業 ② 育児支援家庭訪問事業 ア 育児支援家庭訪問 イ 育児支援ヘルパー	⇒ ○利用者数<600人> ⇒ ○延べ派遣回数<3,000回> ⇒ ○延べ派遣回数<1,600回> 対象年齢及び利用期間の拡大	150人 3,123回 671回
●歯科保健診査事業 妊婦歯科健康診査	⇒ ○妊婦歯科健康診査検討会の開催<6回> ⇒ ○歯科健康診査機関の確保<1,500か所> ⇒ ○事業開始10月1日 受診者数<5,250件>	— — —
(2) 地域における子育て支援の充実		
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ○実施か所数<14か所>	10か所
●地域子育て支援拠点事業	⇒ ○出張ひろばのモデル実施<3区> 【新規】	—
●親と子のつどいの広場事業	○広場か所数<42か所> ○広場での一時預かり実施か所数<22か所>	36か所 16か所
●地域子育て支援スタッフ育成・ケア事業	⇒ ○人材育成に関するニーズ調査及びあり方検討会の実施 【新規】	—
●市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築	⇒ ○25年度試行実施区・保育所の選定<18区・24園>	11区 16園
(3) 未就学期の保育と教育の充実		
【待機児童の解消に向けた取組】		
●待機児童の解消	⇒ ○全区・全年齢で0	300人未満
●保育所整備	⇒ ○保育所か所数<549か所>、 定員<47,461人>	507か所 43,607人
●通園利便性の向上	⇒ ○通園バス<8か所>	7か所
●横浜保育室の運営・設置費の助成	⇒ ○保育室か所数<158か所>、定員<5,327人> 平均入所率<98.0%>、入所人数<4,830人>	152か所 5,177人 93.3%、 4,600人
●家庭的保育の運営	⇒ ○家庭保育福祉員数<60人>、定員<228人> ONPO等活用型家庭的保育施設<21か所>	53人 193人 17か所
●一時保育室整備	⇒ ○一時保育室整備か所数<2か所>、 定員<60人>	0か所 0人
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ※1(2)再掲	
●私立幼稚園預かり保育の充実	⇒ ○実施か所数<122か所>	108か所
●私立幼稚園預かり保育実施園を活用した連携保育の検討	⇒ ○横浜市預かり保育幼稚園・横浜保育室連携モデル事業の実施・検証	モデル事業実施(6組)
●事業所内保育施設の設置促進や助成	⇒ ○事業所内保育施設助成か所数<3か所>、 定員<27人>	2か所 18人
●保育士確保に向けた取組	⇒ ○保育士就労支援講座<6回, 300人参加>、 採用実績<50人>	6回、約30人

〔未就学期の教育の充実〕 ●幼・保・小連携の推進 (幼児期の教育と小学校教育双方の教育の充実を図り、小一プログラムの解消等を目指して、小学校と幼稚園・保育所の接続期の連携を進めます)	⇒ ○接続期研修会<3回> ○幼保小連携推進地区事業の充実<24地区>	2回 21地区
〔多様な保育ニーズへの対応〕 ●病児保育	⇒ ○実施施設数<16か所>、 延べ利用者数<11,529人>	15か所 10,600人
●市立保育所の民間移管による保育サービスの拡充	⇒ (下記は平成25年度移管予定園4か所での実施) ○時間延長サービス<4か所> ○3歳児以上への主食提供<4か所> ○土曜日の給食提供<4か所>	- 2か所 -
●保育料収納対策の促進	⇒ ○現年度保育料収納率<98.1%>	98.0%
●障害児保育の推進	⇒ ○医療的ケアの必要な児童が入所している保育所の支援の拡充 【新規】	推進
〔保育の質の向上〕 ●保育所職員向け研修の充実 ●保育所における質の向上のためのアクションプログラムの推進	⇒ ○保育運営課主催講座数の拡充<43講座、79回> ⇒ ○公民園長による推進部会の開催<12回> ⇒ ○民間保育所と連携した、施設長・新採用保育士研修、事故予防研修の実施<10回> 【新規】	42講座 78回 4検討会 13回 -
(4) 子育て家庭に対する経済的支援		
●児童手当支給事業 <small>※平成24年4月から事業名称を「児童手当」とし、児童手当法に基づき支給。</small>	⇒ ○制度の周知及び適正支給の実施 ○月平均対象児童数<491,314人> ・支給月 6月、10月、2月	-

◆施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
(1) 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進		
●放課後児童育成施策	⇒ ○19時まで放課後の居場所のある小学校区の割合<74.7%> ○障害児シンポジウムの開催<1回> ○放課後児童交流事業の開催<2回>	73.0% 1回 2回
●プレイパーク支援事業	⇒ ○延べ開催回数<1,140回>	995回
●子ども・若者の育成、自立に関する啓発事業の推進	⇒ ○知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)<40回>	37回
●青少年体験活動の推進	⇒ ○自然体験施設(野島青少年研修センター、野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園))延べ利用者数<87,000人> ○科学体験施設(はまぎんこども宇宙科学館)延べ利用者数<300,000人> ○道志青少年野外活動センターの見直し<検討>	82,809人 254,371人 <small>※前年度値は震災の影響があるため、H22実績に基づく</small>
●青少年の地域活動拠点づくり事業	⇒ ○青少年の延べ利用者数<45,000人>	40,000人
(2) 困難を抱える若者自立支援の充実		
〔困難を抱える若者に対する相談支援と社会参加プログラムの充実〕		
●青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザの相談・支援の拡充	⇒ ○延べ利用者数 合計<47,500人> ・青少年相談センター<14,500人> ・若者サポートステーション<12,000人> ・地域ユースプラザ<21,000人> ○青少年相談センターによる人材育成研修<36回> ○地域ユースプラザの設置数<4か所> ○若者サポートステーションにおける職業資格取得助成数<30人> 【新規】 ○若者サポートステーションにおける就労訓練プログラムの利用者数<70人>	45,482人 13,938人 11,273人 20,271人 18回 3か所 - 65人
●よこはま型若者自立塾の拡充	⇒ ○農業を中心とした長期・継続型訓練の実施<20人>	-
●困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業の拡充	⇒ ○6区で実施<6区>	4区

● 困難を抱える高校生に対する進路選択支援	⇒ ○ 高校への出張型相談等の実施<3校>	3校
● 横浜市子ども・若者支援協議会の運営	⇒ ○ 実態調査<実施> 【新規】	—
(3) 子育て家庭に対する経済的支援		
● 児童手当支給事業	⇒ ※1(4)再掲	

◆ 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実		
〔児童虐待対策プロジェクト報告書に基づく8つの児童虐待対策の推進〕		
● 組織的対応の強化	○ 養育支援マニュアル・福祉保健システム等を活用した事例の把握<4,300件> ○ 区と児童相談所が、把握した事例を共有し、支援状況を確認する会議を実施(18区×年4回) <72回>	4,201件 79回
● 人材育成 (児童虐待に対応するスタッフの専門性向上)	⇒ ○ 区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした研修の拡充(具体的事例から対応策を学ぶプログラムを実施) <200回>	184回
● 関係機関相互の連携強化	⇒ ○ 保育所から区・児童相談所への定期的情報提供に関する仕組みを検討(10月) 【新規】 ○ 事例に対する具体的な支援策を個別に検討する会議の実施 <600件> ○ 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」等を活用した関係機関向け児童虐待対応研修の実施<150回>	— 400件 150回
● 体制の整備・強化	⇒ ○ 区の保健師を増員(8名) 【新規】 ○ 区の心理相談員を増員(9区) ○ 児童相談所の児童心理司を増員(4名) 【新規】 ○ 児童相談所の児童福祉司を増員(4名) ○ 小学校の児童支援専任教諭の配置を拡充(210校)	— 1区 — 8名増 140校
● 社会的養護の推進	⇒ ○ 児童養護施設新設整備<1か所> ・ 施設開所(6月) ○ 北部児童相談所一時保護所新設整備<1か所> ・ 建設工事着工(9月) ○ 横浜型児童家庭支援センター実施か所数<5か所> ○ 施設等退所後児童に対するアフターケア事業の開始(10月) 【新規】	9か所 3か所 3か所 —
● 広報啓発の強化	⇒ ○ 5区市共同での児童虐待防止推進月間キャンペーンの実施(11月) ○ 商店街・店舗への啓発<13,000店舗> ○ 公共交通機関での広報 バス車内<900台> ○ 区における身近な地域での広報の実施(18区) ○ ヨコハマeアンケートの実施(6月) 【新規】	11月 13,000店舗 900台 18区 —
● 母子保健施策の充実・支援策の充実	⇒ ※1(1)再掲	
● 地域子育て支援事業の推進	⇒ ※1(2)再掲	
(2) 障害児への支援		
● 地域療育センターの支援充実	⇒ ○ 初診待機期間の短縮 ○ 地域療育センター8館目の整備 <1か所> ・ 建設工事しゅん工(2月) (民設民営)	4.6か月 7か所
● 重症心身障害児者の介護負担の軽減	⇒ ○ 市立病院・地域中核病院での入院による受入れ(メディカルショートステイ)の実施 ・ 受入れ延べ人数<83人> 【新規】 ・ 事業開始(7月) 【新規】	—

●障害児施設の整備	⇒ ○重症心身障害児施設新設整備<1か所> ・基本設計 ○障害児入所施設横浜市なしの木学園の再整備(民営化) ・基本調査 【新規】 ○障害児入所施設白根学園児童寮の再整備 ・基本設計 【新規】	本市所管 2か所 — — —
(3) ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応		
●ひとり親家庭等の自立支援	⇒ ○就労支援者延べ人数<2,400人> ○新規就労者数<300人>	2,340人 295人
●DV被害者等が地域で生活するための支援の充実	⇒ ○「なくそう!DV」キャンペーンの実施(11月) ○横浜市DV相談支援センター専用電話への相談件数の増<年間1,500件> ○民間シェルター運営支援<5か所> ○母子生活支援施設退所後のフォロー支援<6か所> ○母子生活支援施設の再整備<1か所> ・建設工事しゅん工(2月)(民設民営)	11月 約1,440件 5か所 6か所 8か所
●特別乗車券(福祉パス)交付事業	⇒ ○より正確に実態を把握し制度のあり方を検討	—

◆施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進		
【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
(1) 安心・安全のまちづくり		
●子ども事故予防啓発推進事業	⇒ ○保育園での運動指導実施か所数<1区4園>	1区4園
●施設の保全推進 (保育所、児童養護施設、障害児施設等)	⇒ ○老朽化施設の保全の推進	—
●耐震対策 (耐震対策が行われていない児童福祉施設の耐震補強工事や再整備事業)	⇒ ○児童自立支援施設の講堂の耐震工事 ・耐震補強工事のしゅん工(3月) ○乳児院及び母子生活支援施設の再整備 ・建築工事の着工(2月)(民設民営)	— 2か所 乳児院3か所 母子生活8か所
●給食食材放射線測定	⇒ ○各保育施設給食の主な食材の測定の実施と結果の公表 【新規】	—
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成		
●ワーク・ライフ・バランス推進事業	⇒ ○父親向け、三世代向け講座の支援<20団体>	20団体

◇運営分野1 チーム力		
【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
■改革推進委員会の取組	⇒ ○職員による自主・自立的な取組(個別チームの編成) ○職員大会への参加、スポーツ観戦、各種イベントの開催	4チーム 通信31号 職員大会全 種目参加
■局長の取組	⇒ ○局長の現場訪問 ○局長と職員のランチミーティング開催	随時 2回
◇運営分野2 協働・共創		
■様々な主体との協働・共創	⇒ ○広場や家庭的保育などの子育て支援並びに困難を抱える若者の自立支援など、子育て支援者やNPO等との連絡会や協議会の開催 ○各種施設、事業の関係者による講演会や研修の実施 ○局長と関係団体の意見交換会「こども茶話会」の実施 ○市内中小企業への発注を優先し、市内中小企業以外への発注の場合はその理由を明記	随時 随時 5回 —
◇運営分野3 脱温暖化		
■省電力の取組	⇒ ○パソコン、室内灯、エレベーターなど職員一人ひとりによる積極的な節電の取組 ○エコ保育所の認証	推進 13か所
◇運営分野4 WLB		
■ワーク・ライフ・バランスの推進	⇒ ○年次休暇12日以上取得 ○超過勤務時間の削減<平成20年度比50%減(本庁のみ)> ○男性の育児休業取得<取得率50%>	9.5日 8%増 41% (5/12人)